

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（2件）	（県民生活・男女共同参画課） （6・3 掲示） 1
○換地処分の届出（高知広域都市計画事業高知駅周辺土地区画整理事業）	（都市計画課） 1
正 誤	
◎正誤（平22・4・1 付け 規則ほか）	2

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第47号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和23年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(2)のイ中「2,404,000円」を「2,387,000円」に改め、同表の1の(2)のエ中「（以下「福祉仮設住宅」という。）」を削り、同表の3の(1)中「亡失又は損傷し」を「亡失し、又は損傷し」に改め、同表の3の(3)のアの表中「17,500円」を「17,300円」に、「22,600円」を「22,300円」に、「33,300円」を「32,800円」に、「39,900円」を「39,300円」に、「50,500円」を「49,800円」に、「7,400円」を「7,300円」に、「29,000円」を「28,600円」に、「37,500円」を「37,000円」に、「52,300円」を「51,600円」に、「61,300円」を「60,400円」に、「77,000円」を「75,900円」に、「10,500円」を「10,400円」に改め、同表の3の(3)のイの表中「5,700円」を「5,600円」に、「7,700円」を「7,600円」に、「11,600円」を「11,400円」に、「14,000円」を「13,800円」に、「17,700円」を「17,500円」に、「9,200円」を「9,100円」に、「12,200円」を「12,000円」に、「17,100円」を「16,900円」に、

「20,300円」を「20,000円」に、「25,800円」を「25,400円」に改め、同表の7の(2)中「137,500円」を「134,200円」に改め、同表の12の(3)中「199,000円」を「201,000円」に、「159,200円」を「160,800円」に改める。

別表第2の1の(1)のア中「22,800円」を「23,800円」に改め、同表の1の(1)のイ中「15,000円」を「15,400円」に改め、同表の1の(1)のウ中「14,500円」を「14,700円」に改め、同表の1の(1)のエ中「14,700円」を「14,800円」に改め、同表の1の(1)のオ中「15,500円」を「16,000円」に改め、同表の1の(1)のカ中「15,800円」を「15,500円」に改め、同表の1の(1)のキ中「15,400円」を「14,900円」に改め、同表の1の(1)のク中「15,200円」を「14,700円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年6月3日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年6月3日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年6月3日	特定非営利活動法人 宿毛雇用サポートセンター	岡村 佳忠	宿毛市 宿毛30番地	この法人は、地域の就職希望者の雇用確保のため、官公庁や市内の企業から、社会教育の充実及び高齢者福祉の増進、生活環境の整備等の事業を受託することなどにより、雇用機会の拡大・創出、経済活動の活性化を図り、社会全体の利益

				の増進に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	-------------------

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成22年6月3日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成22年6月3日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年6月3日	特定非営利活動法人 四万十学園	有友 敏雄	四万十市 右山 336番地 2	この法人は、不登校の児童、生徒、或いは特殊な事情で学校に行けない未成年者等を、より良き社会人となる為の生活自立を促し、あわせて学業を体得する支援を行う。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により高知市から高知広域都市計画事業高知駅周辺土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成22年6月15日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・4・1	号外14	◎規則	6	右 (38・39)	券売機を設ける場合は、1以上券売機は、次に定める基準に適合するものとする。	券売機を設ける場合は、1以上券売機は、次に定める基準に適合するものとする。。
平22・6・8	9244	○入札公告	2	左 (25～27)	イ 落札決定に当たっては、入札者に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	イ 落札決定に当たっては、入札者に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
		○入札公告	3	左 (19～21)	イ 落札決定に当たっては、入札者に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	イ 落札決定に当たっては、入札者に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。